

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、杉山委員から遅れる旨の届出があります。

初めに、市民生活に関する事項についてを議題とします。永山支所の臨時閉所について、理事者から御報告を願います。

○林市民生活部長 永山支所の臨時閉所について、御報告申し上げます。

令和3年8月18日、市民生活部の所管であります永山支所の職員に、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されました。保健所から、職場内に濃厚接触者に該当する職員はいないということ、また、市民への感染リスクは低いという連絡を受けました。しかしながら、当支所職員19名全員が幅広くPCR検査の対象となるため、自宅待機するよう指示が出ましたことから、同日午後3時から臨時閉所といたしました。

この19名につきましては、8月19日にPCR検査を受検し、同日午後、保健所から全員が陰性判定であり、翌日から出勤可能との連絡がございましたので、翌20日金曜日から業務を再開いたしました。

今回の閉所につきましては、施設入り口に周知文を掲示し、市ホームページですとか報道を通じて周知いたしましたけれども、急であったことなどから、閉所を知らずに約60名の市民の方が来庁されました。閉所期間中でありまして19日につきましては、部内の管理職を配置し、訪れた方に対して状況を説明するとともに、比較的近い東鷹栖支所ですとか東旭川支所などで手続をしていただく、あるいは後日改めて来所していただくよう案内をさせていただきましたけれども、市民の皆様に御不便をおかけいたしましたして、大変申し訳ございませんでした。

市民生活部所管の支所におきましては、これまでも、市民用消毒液の設置、換気、あるいは記載台やカウンターなどの定期的な消毒の実施、また、対面カウンターにアクリル板あるいはビニールカーテンを設置いたしましたして、感染防止対策を行っているほか、市民に対しまして、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、また、体調が悪いときは来庁を控えてもらうようお願いをしております。職員につきましても、マスクを着用し、体調が悪いときには出勤しないよう朝礼などを通じまして周知しているところでございますが、今後も感染症対策の徹底をまいりますとともに、これまで以上に職員の体調変化に気を配りながら、健康状況の把握に努めてまいります。

なお、感染者が増え、市中感染が広がっており、収束の見えない状況にありまして、また同様の事態が発生しないとは断言できない状況になってございます。今回のような事態が発生した場合におきましては、市民サービスの低下を招かない、そういった最低限の業務維持体制についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、保健衛生及び福祉に関する事項についてを議題とします。

新型コロナウイルス感染症の発生状況について、及び新型コロナワクチンの接種について、理事者から御報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 現在の本市におけます新型コロナウイルス感染症の発生状況につきまして、お手元に資料を配付させていただきました。まず、こちらの資料を概括的に御説明し、その後に総括的な説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、本日配付しました資料を御覧いただきたいと思っております。1 ページ目の一番上のグラフになりますけれども、これが初確認以降の日別の発生状況ということになってございます。グラフ中央にあるのが昨年11月から12月までのいわゆる第3波と言われるものでございます。さらに、その右側にありますのは、今年の4月、5月、6月のいわゆる第4波とされている波でございます。そして、グラフの一番右側にありますのが今の状況ということで、このグラフを見ていただければ分かる通り、11月、12月の第3波の波は非常に高い波で、幅が少し狭い波だったと。4月、5月、6月の波につきましては、昨年の第3波よりは低い波ではありましたが、横幅が広い波と。今回につきましては、いまだにちょっとピークは見えておりませんが、急激に感染が拡大したというような状況、さらに波の高さも非常に高いというような特徴になってございます。

続いて、1 ページ目真ん中に、よく使われる数値でございますが、いわゆる人口10万人当たりの1週間の発生者数ということで、このグラフのやや真ん中近くの一つの山が、先ほどの第4波になるわけでありまして。このときの最高の数値が人口10万人当たり1週間に55人という数字でありましたが、現状で申し上げますと118人ということで、第4波の山の2倍を超えているというのが現状です。さらには、8月に入ってからグラフの動きが急角度で右上がりになっておりますけれども、これだけ急拡大をしたということが示されているかと思っております。

1 ページ目、下のグラフでございますが、今年度の日別の発生者数をグラフで載せております。第4波が収束した後はしばらく感染者も出なかった時期がございましたけれども、7月の下旬頃からぼちぼちと、また動きが出てきておりまして、それでも10名前後ぐらいだったんですが、8月に入りまして、時期的にはオリンピック終了後ということになりますけれども、この時期から急激に感染者が増えたというような状況で、8月20日には過去最多であります65名を記録しておりますし、本日公表予定の数についても60名というふうになっておりまして、いまだピークが見えないというような状況が続いているというふうに理解をしているところでございます。

2 ページ目になります。クラスターの状況ということで、トータルでは43件、今年度に入ってから30件のクラスターが現在までに発生しておりまして、現在動きのあるクラスターとしましては、8件という状況です。特に、この感染急拡大の間には飲食店におけるクラスターが非常に多くて、中には24名、あるいは18名という感染者の非常に多いクラスターも交じっているということで、特に、若年層の感染に飲食店、あるいはお酒などが絡んでいたというような状況にございます。

2 ページ目、下の表になります。他地域との比較ということで、現在、緊急事態宣言が出ている各都府県と、北海道、札幌市、そして旭川市の感染状況を比較したものでございます。表の一番右が先ほど申し上げました人口10万人当たりの1週間の感染者数ということでありますが、これで申し上げますと、旭川は118.71、旭川市の独自の試算ではありますが、札幌市については

98. 58ということで、札幌市を上回り、大変残念であります、北海道で一番厳しい感染状況にあるのがこの旭川というふうな理解をしているところでございます。

続きまして、3ページ目の一番上と真ん中の表でございます。現在、まん延防止等重点措置の措置区域として旭川が指定されているわけでありましたが、いわゆる国のステージⅢ、北海道のステージ4がまん延防止等重点措置相当ということでございます。そして、北海道のステージ5が緊急事態宣言相当ということでありまして、これらの指標となる数字を既に多くの項目において上回っているというような状況になってございます。

続いて、3ページ目、下の病床の稼働率の推移ということでございます。現在、旭川市につきましては、北海道の医療提供体制でいうとフェーズが3ということで、今現在は186床の稼働で基幹病院に運営の御協力をいただいているところでございます。その中で、現在の状況としましては、おおむね30%前後ぐらいの稼働率で推移をしてきているというような状況であります、グラフにありますとおり、8月に入ってから右肩上がりというような状況になってきている状況でございます。ただ、人口に比して確保しているコロナ専用病床は他地域よりも多くなっておりまして、現在のところは入院が必要な方には必ず入院を案内できるような状況になっておりますので、市民の方々も含めまして、御安心をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、4ページ目、上のグラフでございますが、宿泊療養施設の入所者数と自宅待機数ということでございます。実線が自宅待機、点線が宿泊療養というふうになってございます。宿泊療養施設につきましては、御案内のとおり今2棟、200室の運用を行っております、一時期100室以上の使用が見られた状況がありましたが、現在、稼働が落ちてきている状況であります。その一方、自宅待機数が300を超えるというような状況になっておりまして、その要因としては、1つ目は当然ながら発生数が多いこと、2つ目としてホテルの稼働が悪いということ、そして3つ目としましては、感染している方に、いわゆる重症あるいは中等症にならない軽症者、無症状者が非常に多いということから、自宅待機数が増えているというような状況になってございます。

同じページの真ん中の表でございますけれども、受入れ基幹病院の病床確保数と病床使用数ということで、現在は北海道の医療提供体制でいうとフェーズ3ということで、186床の運用の中で使用されているのは52床、うち2床が重症者用のベッドを使っているというような状況です。

下のグラフになります。いわゆるリンクなしの割合ということになっておりまして、現在は40%前後で推移をしているところでございます。この要因といたしましては、先ほど申し上げたとおり、クラスターが結構頻発したということで、当然クラスターとなりますとリンクがあるということになります。さらには、感染者がやはり家庭に持ち帰って、家庭での感染が増えているというような状況がありますので、そういった観点からリンクなしが大きく増えるというような状況にはないというものでございます。

最後になります。5ページ目、その他ということで、今年度に入りましてからの感染者の年齢層の推移をまとめてみたところでございます。まず、4月から6月については、見ていただいたら分かるとおり、おおむねどの年代も満遍なく出ているというふうに見受けられます。ただ、よく見ますと、やはり60代、そして70代以上の割合が多くて、これだけで3分の1を占めていると。一方で、10代以下もちょっと多いように見えますが、これは春先に保育所でクラスターが発生し、そこで大きく積まれたというような影響がこれに出ているかと思えます。一方、7月でありますけ

ども、このあたりから高齢者へのワクチン接種が進んできた頃でございまして、グラフを見ますと、60代あるいは70代以上の方々が一気に減っているのが見受けられるかと思えます。その一方で、40代、50代の層がおおむね半分ぐらいを占めているというような状況がございました。さらにワクチン接種が進んだ8月22日現在の数値を見ますと、さらに高齢者の割合が少なくなっていると。一方で、10代以下、あるいは20代の方々の感染が全体の約6割を占めるというような状況になってきておりまして、上から見ていきますと感染が若年層へとシフトしてきたということがはっきり見受けられるような状況でございます。

資料の説明をしましりましたが、現状をまとめますと、本年度に入りましてクラスターが頻発をしまして、第4波におきましては感染者数が大幅に増加した時期がありましたけれども、おおむね6月中にこの波の収束が迎えられ、その後は落ち着いていたということでもあります。しかしながら、7月の下旬から徐々に発生が増加しまして、1日の発生数は10名前後で推移をしておりますけれども、オリンピック終了後の時期に本市として感染が急拡大をしていったということでもあります。現在、まん延防止等重点措置の措置区域に当たっておりますけれども、残念ながら、そのピークはまだ見えないというような状況でございます。

現在は、先ほども御説明したとおり、第4波の教訓を生かしまして、病床の確保というものを多くしているということ、さらには宿泊療養施設の2棟運用というような状況がある一方で、宿泊療養施設につきましては、消毒、清掃に時間がかかって、持っているキャパシティを生かし切れていないという状況もありますし、今後感染が拡大していくというようなステージが続きますと、病床の逼迫も招いてくるものと懸念をしているところでございます。

今回の感染急拡大につきましては、8月の第2週からのものがございますけれども、この間、飲食店におけるクラスターが相次いだということ、そういった観点からも、発生状況から見まして、市中感染が急拡大をしているという状況でございます。まん延防止等重点措置の措置区域ということで、今、酒類の提供がされていないという状況がありまして、そういった部分でのリスクは減っておりますが、先週から学校がスタートしまして、今後におきましては、小中学校を含みます、いわゆる若い方の施設を通じた感染拡大ということが大きく懸念をされるところでございます。

現在の人口当たりの感染者数を見ますと、北海道で一番悪いような状況が続いております。北海道のステージのいわゆる緊急事態宣言相当の5倍というような状況もありますし、濃厚接触者につきましても、昨日朝時点で既に1千100名を超えているということ、そういったことから、当面は一定限の発生が今後も続いていくのではないかとというふうに保健所として見ております。

今回の感染拡大の要因といたしましては、やはり夏休みということから人流が増加したということがまず一つ言えるかと思えますし、それによりましてウイルスが外から持ち込まれたということ、さらには、特に感染拡大地域から帰省をしたり、本市に旅行に来たり、あるいはビジネスで訪れる方、そういった方々からの発生もありましたし、そういった方々と接触があった方からの探知というものが非常に多かったというふうに分析をしているところでございます。さらには、若年層が一つのキーワードになっているということで、若年層がおおむね飲食、会食を通じた感染というものを広げてしまっていたというような状況でございます。

現在の極めて厳しい状況、高いレベルでの市中感染というものにつきまして、何とかこれに歯止めをかけていかなければならないというふうに思っております、市民に強く警鐘を鳴らす意味に

においても、これまではまん延防止等重点措置で対応してまいりましたが、場合によってはそれ以上の措置ということもしていかなければならない状況にある、最悪の状況にあるというふうに保健所としては考えているところでございます。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 新型コロナワクチン接種について、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

現在は、表の一番左に対象者を書いておりますが、2の65歳以上の方の接種の2回目などを主に進めております。接種人数は毎日変わっておりますので、最新の数値を申し上げますと、昨日現在で65歳以上の方の1回目の接種人数は9万7千21人で接種率86.6%、2回目の接種人数が9万1千520人で接種率81.7%となっております。それと並行しまして、資料の一番下の6、特定職種、事業所として、介護施設従事者や幼稚園、保育所職員、小中学校教職員、放課後児童クラブ職員など、クラスターの防止とともに、高齢者や子どもたちと接する機会の多い方の接種を進めております。このほかにも、警察やごみ収集、上下水道など、ライフラインなどの市民生活の維持に欠かせない職種について、順次接種を進めていく予定であります。

次に、3、4、5の64歳以下の方の接種については、来週、8月30日の週から各医療機関または集団接種会場で接種を開始いたします。まずは、基礎疾患のある方を優先し、その後、ワクチンの供給量や接種枠の状況に合わせて、年齢を分けて接種していく方針ですが、ここにお示した日程は、市の集団接種会場での接種予定を想定してお示ししておりますので、各医療機関については、かかりつけ患者の数や接種できる人数、また予約に空きが出てしまうなど、それぞれで事情が異なりますことから、各医療機関の判断によって、随時、予約を受け付けていただくことにしております。5の12～15歳の方については、昨日、接種券を発送いたしました。恐らく今週中にはお手元に届くと思います。その中で、12歳から15歳までの方ですので、小児科で接種をお考えの場合は、小児科の場合は大人のかかりつけの患者さんが少ないため、ここにお示ししている予定よりも早く接種できる場合もあります。

いろいろと各医療機関によって、多少、接種の受付状況が異なることもありますので、市のホームページを今回リニューアルしまして、その中で各医療機関の予約受付状況が一覧で分かるようなページを設けましたので、そちらを御覧いただくことによって各医療機関の受付の状況などを確認することができるようにいたしました。また、市の集団接種会場ですが、市の総合防災センター、イオン駅前、イオン西の3か所において、土・日曜日に行う予定です。今後、接種の受付状況、接種の進行状況などを踏まえながら、働いている方が接種しやすい接種日程などを検討してまいります。

さらに、資料には記載しておりませんが、今、旭川市1市と9町の連携による接種というのでも進める予定です。通常、本市が主に連携しているのは8町なんですけれども、今回は、上川保健所が所管する幌加内町を加えました9町と連携協定を結び、お住まいの町以外で接種する場合、住所地外接種の手続をしなくても接種券をお持ちになるだけで接種が受けられるようにいたします。

現在の感染拡大の抑制に貢献できるよう、希望される方に対してワクチンを速やかに接種できるように取り組んでまいります。

接種状況の御報告については以上になりますが、最後に御報告を申し上げます。8月22日に、新型コロナウイルス感染症対策担当のワクチン接種チームに勤務する会計年度任用職員1名の陽性

が確認されました。現時点では、ほかの職員に濃厚接触者はおりませんが、幅広で4人が検査対象となっており、現在自宅待機としております。陽性となった職員は主に電話対応業務であるため、市民等への影響はないものと考えております。また、ワクチン接種への影響はございません。ただし、万全を期すために、転入による接種券発行や、ワクチンパスポートなどで市民の方がいらっしゃる場合がございますが、当面は、電話や郵送で対応させていただき、お急ぎで来庁される場合は事前にお電話をいただいた上で、別室で対応させていただくことにしております。この旨は、ホームページ等で既にお知らせをしております。市の保健所から陽性者が出ることになり、市民や関係する方々に御心配などをおかけしまして、大変申し訳ありません。今後、感染防止対策をより一層徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○小松委員 感染のこととワクチン接種について報告がありましたので、幾つか、ちょっと簡潔に質問させていただきます。

まず、浅利部長にお聞きしていきたいんですが、非常に説明自体は分かりやすく、資料も分かりやすいものを提供していただいたというふうに思っています。そこでお聞きしたいのは、これはまだ現在進行中ですから、確たることは何も分からないし、そうしたことは言えない状況下ではあるろうというふうに思います。それを承知しながらお聞きするんですが、第3波、第4波との比較で、急激に今、感染者数が増えている状況にあります。今の時点で考えられる要因としては、部長も述べられましたが、夏休み期間中であった。また、様々な理由で、旅行、ビジネス等、外からウイルスが持ち込まれたであろうというようなことが述べられて、オリンピック終了後から急速に拡大している状況であるということです。それは私もそういうふうに思うんですが、そこでお聞きしたいのは、毎日、道内の感染者数が都市ごとに報告されます。さすがに札幌はやっぱり実数で非常に多い。しかし今の報告で、10万人当たりで見ると、旭川市の感染状況というのは札幌を上回る、道内トップの水準だという報告でありました。この状況について、これは誰も確たることは分からないんですが、どのように受け止めているのか、分かる範囲でちょっとお答えいただければと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 委員さんがおっしゃられるとおり、この間、やはり夏休みという一つの人の動くイベントということになるわけでありまして、さらには、旭川の感染が拡大した時期というのは、ちょうどお盆前からということで、その拡大時期にやはり人の出入りが多かったということがこの感染を急拡大させた一番の要因であるということになります。実際、疫学調査チームの調査結果を見てみますと、例えば、若年層の方で、札幌から同級生が来る、東京から同級生が来ると。そこで、みんなで街で一杯やりましょう、あるいは、家で焼き肉でもしましょうと。そういうようなエピソードが本当に多々出てきているというような状況がありまして、結果としてそういったものが蔓延を進めたということ、さらには、今の段階としては、そういった方々が家庭に持ち込んで、家庭内でも感染が確認されているという部分もございまして、感染が止まらないというような状況にございます。

確かに、この感染急拡大については、私どもの想定を超えるものでございまして、正直申し上げまして、私たちもまさか札幌を超えるような状況になるとは思わなかったというような状況があります。札幌と旭川の違いということになりますと、もちろん都市規模は小さいわけでありまして、

ただ単純に都市規模が小さい中での10万人当たりというのではなくて、やはり人口密度でありますとか、いろんな要因がある中で、旭川が札幌を上回っているという状況については、本当に憂慮すべき状況というふうに考えております。そんな中で、まん延防止等重点措置の措置区域への指定がやはり札幌よりも遅れたというようなこと、先に向こうは措置をしているという効果が、もしかしたら我々のほうじゃなくて札幌のほうに現れてきている可能性もあるわけなので、そういった意味では、まだまん延防止等重点措置の措置区域への指定から、旭川の場合は1週間しかたっていないということになりますが、札幌は先行して措置区域になっていますので、そういった違いももしかしたらあるのかなというふうには考えておりますが、厳密にこれだというような要因というのは、なかなか保健所としても捕まえられない。ただ現状としましては、やはり毎日、クリニックのほうから一定限の陽性患者が出てくる、さらには、こちらで押さえているいわゆる濃厚接触者の検査からやはり出てくるということで、それを足しますとこのぐらいのパイになるというような状況でありますので、これはやはり当面は続くものと我々としても考えていかなければならない、対応していかなければならないという状況にあるというふうに思っております。

○小松委員 私もほぼ認識は共有しています。

浅利部長が非常に分かりやすくコメントしたことが私は頭に残っているんですね。それは、まん延防止等重点措置の適用が20日からでしたかね、旭川市が受けることになったときに、浅利部長のコメントは、今適用されるのは防止策だと。しかし、既に旭川市は蔓延状態にあるんだというコメントをされました。感染者数と20日からのまん防適用という関係を見ると、私は部長の言ったとおりだというふうに思います。

今、札幌との違いについて、札幌はまん防の適用が旭川市よりも先行して、それが一定、功を奏しているかもしれないという、これはあくまでも予測ですけども、そうしたことを述べられました。そして今、まん防からさらにもう一歩進んだ措置をとということで、北海道と国との関係では意見交換が行われて、そう遅くない時期に発令されるかということも報道されています。そこに踏み切った場合に、何が違ってどのような効果が期待できるのか、これはあくまでも保健所としてのコメントにならないかもしれない、部長個人としてのコメントかもしれないんですが、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今、まん延防止等重点措置から仮に緊急事態宣言に変わるとなったときの影響という部分につきましては、一つだけ言えるのは、今、旭川の状況が非常に悪いということがどれだけ市民の方に伝わっているのかというのが一つ問題だと思っています。我々は、これまで発生対応を行ってきている保健所でありますので、当然、今の状況、今の旭川の立ち位置というのは分かっているわけです。それが、正直言って危機的な状況だということなわけですが、この危機意識を市民と共有することができなければ、感染拡大は絶対防げません。そういう観点から言うと、この危機意識をいかに市民の方々に知ってもらうのか、感じてもらうのかというのが非常に大事なことだと思っております。そういう意味では、これまでも会見等を行う中で、何回も私のほうからも今の旭川の状況が悪いと、今お話があったとおり、もう既に蔓延している状況があるんだということを分かっていたためにそういう言葉を使わせていただいた経過がありますが、いずれにしろ、市民の方々とこの危機感を共有することが非常に重要なことだと思っておりますので、そういった意味では、緊急事態というこのワードというのは、ある一定の

効果がある、市民の方々に警鐘を鳴らせる一つの言葉だと思います。なぜかといいますと、市民生活をやはり不自由にさせることは間違いないわけで、それを市民の方々に強いるわけですから、市民の方々もそれなりに危機意識を感じていただく一つの施策ということになるろうかと思っておりますので、そういった意味では、まん延防止等重点措置よりもより強い言葉、強い措置をする緊急事態宣言というのは、今申し上げたとおり、市民に対して警鐘を鳴らす、市民と危機感というものを共有するという観点では、一定の効果は示せるものと考えてございます。

○小松委員 少し話を進めます。

昨日の状況は、報告されたように58名の新規感染者、過去3番目の数です。自宅待機者が332名。5月のときに、これは大変と私も危機感を持ったときには172名でした、最高人数がね。これを大幅に今超えています。また、濃厚接触者が1千116名。これは濃厚接触者を把握するのにもかなりの苦勞が伴うでしょうし、それを把握して検査をする、これも相当、私はハードな業務になっているだろうというふうに思います。5月のときの自宅待機者172名というときには、今と比較してまだ整備されていないことが幾つかあったんですね。一つは、たしかパルスオキシメーターも自宅待機者全員に配って、容体を観察するという状況下ではなかったかもしれない。宿泊療養施設も、あのときにはホテルが1つだけでした。だから、それは若干整備が進んで、今、かなり皆さん方も努力されてきているということは十分に承知をしています。しかし、感染症に対する対策は、私のうろ覚えの記憶で言うと、隔離と入院した上での必要な治療、これが大原則で、長い歴史を歩んできた。今は、それをしたくてもやれない状況が、旭川市をはじめ、それこそ全国で起きているんです。それは、やむを得ないといえはやむを得ない対応だというふうに思うんですが、本来行わなければならないこと、必要な対応を行えないという状況があると。

そこでお聞きしたいのは、自宅待機者の中でも様々だと思います。部長が報告されたとおり、症状が自覚できない、あるいは軽症、しかし一方、第4波のときには、札幌市で、自宅待機者の中から容体が急変して亡くなるという事例も報道されました。全国各地でも急変するという事態が起きています。やむを得ない対応とはいえ、332名の自宅待機者、これをどういうふうに皆さん方は受け止めているのかということをお聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まさにやむを得ないという言葉はそのとおりでございます。保健所として、私として、これまで極力、感染者のリスクというものを少しでも減らしていきましようということで、当然ながら、症状が重い方あるいは基礎疾患を持っていらっしゃる方、もちろん高齢の方も含めて、一定限リスクが高いと言われる方については必ず入院していただく。そのためにまず一つ、病床を確保すると。これはまさに、第4波のときに経験をした中で、各基幹病院の多大なる御協力をいただいて、北海道の医療提供体制のフェーズが2に落ちたときも、旭川としてはたった7床しか落とさなかったんですね。本当にこれはありがたいことで、先ほども申し上げましたが、今、入院が必要な方には、必ず病院に入ってもらえる体制は整っております。その一方で、入院措置まではいかない方、本来であれば2類の感染症ですから全員入院ということになるんですが、それをやっていると、当然病院が逼迫してしまいますので、そのために北海道が設置している宿泊療養施設というのがありますので、やはりここの活用を最大限限して、極力自宅待機者というのをなくしましようということを、旭川市保健所としてはこれまで言ってまいりました。北海道としては、自宅療養というものを認め、その中で、地域によっては

往診体制を整えている地域もございますが、今の段階で旭川が往診体制を整えられるかといえば、それは難しいという判断にしかありません。したがって、自宅待機者というのは本来は持ちたくないわけでありますが、残念ながら1日に50人、60人という発生がある中で、一部、それは当然ながら入院をしている方もいらっしゃいますけども、それ以外の方については、じゃホテルに入れるかとなりますと、その数でありますと5日、6日で当然ホテルも埋まってしまう数になりますので、そうはいかないということになるので、極力、リスクの少ない順番に自宅療養をしていただくということになります。

もちろん自宅療養の考え方についてはどうか、今回のコロナの考え方については、委員がおっしゃるとおり、隔離とかという言葉にも代表されますが、やはり感染を防ぐという観点の意味合いでのホテルの利用ということも当然ありますし、やはり症状をきちっと管理、観察できるような体制をつくるために、今年の段階でもう既に、全国の中ではかなり早いほうだったと思いますが、パルスオキシメーターを配付してということでありました。そちらのほうについても、今現在足りない状況にまた陥っておりますので、購入手続も既にしてしておりますが、基本的にバイタルというか、そういったものをきちっと管理できるような体制を市の保健所としてつくっていかねばならないというような中で、本来であれば、先ほど申し上げたとおり、自宅待機はやりたくないというのが正直なところでありますが、やむを得ないというような状況です。

実は、昨日も医師会とお話をしてまいりましたが、今後、この自宅待機者のリスクを少しでも減らすために、医師会として御協力いただけるようなお話が昨日ありましたので、それを明日、あさって開催されます医療対策連絡会の中で実際にもんで、スピーディーに、少しでもリスクを減らせるようなスキームというものをつくってまいりたいというふうに考えてございます。

○小松委員 全国で、都市ごとに医療の逼迫状況というのが異なります。しかし、この状況の深刻さを判断するために幾つかの指標もあって、病床の使用率、利用率でしたかね、そういうのも指標の一つになっています。

ちょっと嫌みな質問になったら申し訳ないんですけど、要は、余裕があれば、感染した人の意向もあるんですが、全員医療機関に入院をしてもらって必要な対応をする、これが求められている。しかし、皆さん方は今後の展開にも責任を持った対応が求められますから、それらを考えながら、一定の制限をしていく、入院の状況を逼迫させない、必要なときに必要な医療を提供できるように一定の余裕を確保しておくということも重要な役割になっています。どういう方を入院させるのかは、これは国や道が基準を持っているものではないと思います。皆さん方が専門家と協議して、一定の判断をしてきている。本来であれば入院してもらいたいんだけど、取りあえず自宅待機してくださいという対応をしなければならぬ。状況は刻々と変わりますから、その都度対応や考え方は変化せざるを得ないということなのかもしれませんが、自宅待機と入院とを判断するときの基準というものはお持ちなんですか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず一つは、逆に言うと入院の基準がどうかということになりますが、本市としまして幾つかやはり基準を設けております。簡単に申し上げますと、まず一つは年齢です。要はリスクが高い方には基本入院していただくということになりますので、現在は65歳以上の方々については状況がどうであれ、まずは入院していただくこととなります。さらには当然、その症状ですね。肺炎の症状が出ている、サチュレーションが下がって

るというような状況がある場合については、重症化が目の前に見えているという状況にありますので、そういった方々にも当然入っていただきます。そのほか、基礎疾患、特に透析あるいは糖尿病、そういった基礎疾患を持っていらっしゃる方は重症化につながりやすいということがありますので、そういった方々も含めまして基礎疾患で考えていくと。あともう一つは、やはり体重ですね。皆さん違うと思いますけども、BMIが一定の値より高いということになりますと、これもまた重症化のリスクになっております。したがって、今申し上げた中では、無条件で入院になるのは高齢者と、あとその場の症状、基礎疾患は内容によって、これらが組み合わさって、入院になります、いやそうじゃないですというような形で誘導しているということになります。

あと、病床の稼働率の関係もありまして、例えば病床が空いているのであればそういうところに入れたらいいんじゃないかというような議論もありますし、私どもも一定限そういう考え方を持っております。なので、病床の稼働に応じた入院の誘導の仕方ということの一つのフェーズとして考えて、現在そのスキームを構築しつつある状況であります。ちょうどその議論をしているときに状況が悪くなってきちゃったものですから、ちょっと今すぐそれを適用するというのは難しい状況にありますが、今後、今の波が収束した際には、やはり、あくまでも入院または宿泊療養という考え方で行っていく上で、現在の抗体カクテル療法の活用も含めまして、少しでも感染者のリスクをなくすような形を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○小松委員 もう余り時間をかけないでやりますので、そろそろと思います。

ピークはまだ見えていないということは、部長から報告されたとおりです。もう一つ懸念されるのが、たしか、一昨日はドクターが感染している。昨日は看護師の方が感染している。言わば、この職種については、優先接種という対応が地域でも全国でも行われてきている。何らかの事情で、医療関係者で接種していないという方もごくごくまれにおられるのかもしれませんが、今、ブレークスルー感染、2回接種しても感染するんだということが報告されているんですね、数はまだ多くないんだけど。旭川で発症したこのドクター及び看護師さんは、ブレークスルーなのかどうなのか、これについてお聞きいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回の事例につきまして、個々にブレークスルーだったのか、それともワクチンを受けていなかったのかということについて言及することは避けさせていただきますが、実際のところ、医療従事者で2回の接種が終わって、2週間の時期がたって以降感染が確認されたという事例があるかどうかということについては、あります。あくまでもワクチンの効果は100%ではありませんので、当然ブレークスルーする場合がありますが、ただ周りの方も接種していることでそのブレークスルーしたものが広がっていかないというようなことが一つ、ワクチン接種をしている集団の中にはあるかと思えます。それと何よりも、もしブレークスルーしたとしても重症化に至らないという特徴がありますので、そういった観点からもワクチン接種というのは非常に有効な手段というふうに考えております。実際のところ、効果は100%ではありませんが、ただ、先ほどのグラフの説明の中で、5ページ目のその他の部分でも申し上げたとおり、ここまで高齢者の感染者が減っているのは明らかにワクチン効果というふうに考えられます。でもその中でも、やはりブレークスルー感染している高齢者の方もいらっしゃいます。ただ、数的にはまだまだ少ないということで、一定限ワクチン効果というのは望めるものというふうに考えておりますが、ワクチンを接種したからそれで安心ではなくて、基本的感染対策プラスワ

ワクチン接種というような感染対策を個々に行っていただくことを保健所としてはお勧めしたいと思っております。

○小松委員 ワクチン接種について1、2問。

一つは、ワクチン接種をしている医療機関はネットで公表されています。私も見ました。

そこで、8月18日時点だったと思いますが、数え間違いでなければ、約25の医療機関でワクチンの予約受付を停止中という表示がされています。その大きな要素というのは、やろうと思えばできるんだけど、必要なワクチンが供給されないということなんだろうというふうに思います。ワクチンが有効ということは様々な機関が述べてきているんですが、今の状況、医療機関の体制はあるのに予約はできていないんだと。これは今、部分的にできるようになると、それは対策監のほうからも言われたんだけど、どの程度のものなのか、体制に応じた量を確保できるのか、分かりやすく御説明いただきたい。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの供給につきましては、先月の委員会でも状況を御説明いたしました。その後、国のほうも少しワクチンの量を前倒しというような措置を取りましたので、先月の情報では週1万回分という想定ですけども、今では1万5千回ぐらいは接種できるというような状況の見通しが立っております。そういう中で、一旦、接種体制を見直しまして、私どものほうも国のワクチン供給量を見てから、改めてワクチン供給量を各医療機関と御相談ということで、8月中にそういう作業を進めておりましたので、ワクチンの供給量ですとか、主に基礎疾患をお持ちのかかりつけの患者さんと調整した結果、もう予約だけは受け付けていけるよということもあれば、もうちょっと調整するというところで受付停止中というところがありますし、12歳から15歳までの方については、昨日接種券を発送したところでもありますので、今現在、特に小児科とかはまだ停止中とありますけれども、徐々に予約を開始しているという状況にあります。ワクチン接種の体制は今月中に各医療機関で整いますので、医療機関によっては9月に入ってから接種を始めるということもございます。そのほかに、今現在、少し予約を止めて来週からということなんですけども、その間、止めたことによって少しワクチンの在庫状況が見えたということもありましたので、保育士ですとか幼稚園の先生ですとか、小学校の教諭ですとか、見込めるワクチン供給量の範囲内で今進めているという状況ですので、停止中ということがありましたけども、今週、来週中の開始に合わせて、徐々に予約再開ということのお知らせができると思っております。

○小松委員 ワクチン接種についてです。

いただいた表の一番下に特定職種と、優先的接種という考え方は以前からも持っておりましたし、今回も表にされています。介護施設や幼稚園、保育園、小中学校の教師など、言わばこうしたところでクラスターが発生すると、より困難な状況になってしまう、これが基本的な考え方です。お聞きしたいのは、一時ワクチンの供給が見込みよりも相当減るということで、予定していたこうした特定職種へのワクチン接種が中断に近い状況に追い込まれました。今後、本当の意味で、実質的に、こうした特定職種に優先接種に値する対応ができるのかどうなのか、お聞きをいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 現状ですと、特に幼稚園の先生ですとか保育士さんですとかは7月から開始しておまして、一旦中断しましたけども、1～2週間前からまた再開して、進めておりました。最初は、やはり医療従事者の後、基礎疾患の方とほぼ同時に優先的に進めておりましたが、ちょっとワクチンの供給量の関係で少しそこが前後いたしました。優先とい

うよりも、今後は時期としては一般の方と大体並行してやっていこうかなというふうに考えております。私どもが一つ事業として事業所の接種ですとか特定の職種というものをやっていきたいと思っておりますのは、心配しておりますのが、やっぱり若い方の接種意識が今どうなのかなというところもありますので、例えば、職場単位で接種しようかという声がありますと、どうしようかなと考えている方には接種の動機づけにもなるかもしれませんし、機会の拡大ということもあります。現在はライフラインとかそういう方のところを重点にしていますけど、そのほか、この後は企業ですとか各種団体でそういう希望等があれば、市で御支援できるところとか、あとは各医療機関も産業医がおりますので、各医療機関単位で事業所ですとか、そういうところと話をし、まとめてやろうかというような話もありますので、そういうことは推進して、時期的にはもう優先ということはないんですけど、接種人数を多く、接種率の拡大、接種機会の拡大、動機づけのきっかけになればということで、そういうことも並行して進めていきたいと思っております。

○小松委員 考え方が後退しているのか、状況がそうさせているのか分かりませんが、私はこの優先は追求しなければいけないと思うんです。最近、お盆を前後してですが、私の知っている保育園で濃厚接触者がいて、検査した結果大丈夫だったんですが、閉園せざるを得なかったんですよ、保育園そのものを。そうすると、そこに預けている保護者は働いているから預けているわけだから、そうした影響はどんどんどんどん広がっていくわけです。そして幼児、今、そうした方々も感染するという状況だから、やっぱり優先すべきなんですよ。介護施設もしかり、小中学校もしかり、その考え方を絶対捨ててはいけないと思います。リスクの可能性といいますか、与える影響から見ても、やはりしっかり優先して対応すべきということを述べて、質疑を終わります。

○佐藤委員長 他に委員の皆様から御発言はありますか。

○ひぐま委員 1点だけちょっと確認の質問をさせていただきたいと思っております。

感染症の発生状況について、非常に拡大していて、大きな懸念を持っております。私の知人の職場で8月22日、日曜日ですね、2人陽性者が出ました。もちろん濃厚接触者ということで、10日か2週間ぐらいの自宅待機となりまして、PCR検査ということになるんですけども、その検査が25日だというふうに言われたんですね。今までの本市の状況でしたら、すぐPCR検査を受けて追跡をします。そこが私は、旭川市は皆さんの努力ですごくそこが優れていたと思うので、今回のその遅れが何か非常に気になって、やはり先ほどの報告で濃厚接触者が1千116名ということで、追いついていないのではないかとこのところで非常に心配をしております。その状況と、あと、今後の検査実施についての拡充とかの考えがあれば、1点だけその部分を伺います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 正直申し上げまして、保健所業務は非常に逼迫をしております。毎日、50名、60名の感染者が出ますと、前の第3波のように、特定の大きな医療機関でクラスターが出てということになりますと、例えば去年の12月は3つの施設をマークすれば、おおむねそれで9割のマークが終わると。例えば、患者さんでありましたら、中にいる方なので疫学調査は必要ないということなど、ある意味しなくていい調査というような対象者もいるんですが、今の場合は、60人いたら60回の疫学調査が必要だということで、非常に保健所のコロナ専任チームの業務が逼迫しているのは事実です。

ただ、一つだけ、検査の実施については、基本的には最終接触日の5日後、これがPCR検査のいわゆる基準になりますので、それに合わせた検査の実施というものをしておりますから、基本

的に大きなぶれはないはずです。ただ、今、一番問題となっているのが、実は検査はできます。子どもの衛生検査課の検査、あるいは外注で、市立旭川病院や旭川医療センターの協力、場合によっては上川保健所にも回して検査していただくということで、検査はできるんですが、問題は検体採取でございます。検体採取所を持っておりますけども、もともとの想定では、1日の採取量が60人から70人分ということで採取を行うということになっていたんですが、現状としては150人以上の検体採取を採取所で行っています。そのほかに訪問採取があったりとかしますので、1日の検査件数としては、市が絡んでいる検査件数としては200件近い検査を今やっていると。その中で、検体を採取するのが今一番困難を極めているというような状況がございまして、そこに今回人を増員しまして、ドライブスルーになっておりますので、例えば、10分当たり5人しか呼び込みができなかった、それを8人にするというような形で、検査所の処理能力というか、採取所の処理能力の拡充を図って、現在対応しているところであります。

繰り返しになりますが、検査を行う日にちというのは、基本的にいつでもいいわけではなく、特にPCR検査につきましては、陽性者との最終接触があってから5日後というのが一つの基準になっておりますので、そこについてはあまりぶれますと、早くても駄目ですし、遅いと今度は周りへの感染が進んでいるというような状況になってしまいますものですから、おおむねその4日、5日後のところで調整をさせていただいているので、今回の件が具体的にどうかという言及は避けませんが、多分そういう事情で25日ぐらいに検査が入ってきているのではないかとこのように思っておりますので、御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。市街地に隣接する河川敷に出没しているヒグマの対応について、理事者から御報告願います。

○富岡環境部長 市街地に隣接する河川敷に出没している熊の対応についての御報告でございますが、本来でしたら、現在立入り制限を実施している石狩川、忠別川、美瑛川の河川敷開放に向けての内容を御報告する予定でありましたが、昨日、午後7時20分頃、旭川大橋下流側、忠和3条8丁目の忠別川左岸河川敷で熊1頭を目撃したということで警察に通報がございました。

これを受けての対応状況でございますが、昨日、午後8時20分頃から9時半頃までにかけて、警察による現地調査を行っておりますが、個体は確認できなかったと。そして本日、午前6時半頃から、市のSNSによる注意喚起を実施したほか、午前6時50分頃には教育委員会への連絡、午前7時頃に、市の広報車による注意喚起の実施、ホームページによる注意喚起、あと町内会長等への連絡を行っております。午前7時40分頃、市と猟友会、警察で現地調査を開始し、午前8時半頃になりますが、河川敷のちょうどその目撃があった付近のグラウンドにおいて、熊の足跡があったということでございます。頭数は1頭ということになります。

この事態を受けまして、再度、改めて関係機関と協議を行って、対応を進めてまいりたいというふうに考えております。また、今後の熊の対応につきましては、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、次に、次期一般廃棄物処分場の用地確保及び次期産業廃棄物処分場の整備についてであります。この件につきましては、小松委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○小松委員 簡潔に何点かお聞きします。

まず、次期の一般廃棄物最終処分場についてですが、基本構想が見直しとなりました。そこで、用地の新たな確保の検討が今現在進められてきていると思います。新たな用地確保についての考え方についてお聞きをします。

○稲田環境部清掃施設整備課長 次期一般廃棄物最終処分場につきましては、本年7月に策定をいたしました旭川市ごみ処理施設整備基本方針において、埋立容量など、施設整備の内容が大きく変更となったことに伴いまして、施設の規模も増大しましたことから、改めて用地の選定が必要となったところがございます。こうした中、建設用地の確保に向けましては、現最終処分場の埋立期限が迫っており、時間的な余裕はないという認識の下、早急に建設候補地を選定する必要があるというふうに考えておりますし、環境負荷の低減や経済性のほか、浸出水の処理方法ですとか、環境学習機能の確保などにつきましても十分考慮した上で、建設に適する用地を選定していきたいというふうに考えております。

○小松委員 時間的な余裕はないという認識の下で取組を進められていると。

そこで、現段階の取組の状況、到達点についてお聞きをいたします。

○寺門環境部清掃施設整備課主幹 一般廃棄物最終処分場の整備に係る現段階の取組状況についてでありますけれども、建設候補地を客観的、定量的に評価する旭川市最終処分場建設候補地比較評価方法につきまして、施設の規模や構造形式など、前提条件の変更が必要となる箇所の見直し作業を現在行っているところがございます。なお、この比較評価方法につきましては、学識経験者や公募市民によりまして構成された旭川市最終処分場整備検討委員会において審議し、策定したものでありますけれども、早急に建設候補地を選定しなければならないことから、当該委員会を改めて設置し、審議することは行っておりませんが、当時の委員の方々に対して、見直しの経緯ですとか内容などの説明を行いまして、全員から了解をいただいたところがございます。

また、建設候補地の選定に当たりましては、この比較評価方法を活用するほか、他都市において取り組まれている廃棄物処理施設の用地選定に当たっての事例等も参考にするなど、早期の選定に向けまして、その手法について検討しているところがございます。

○小松委員 この一般廃棄物最終処分場については、覆蓋型を改めて、そしてそのことから新たな用地選定をせざるを得ない、その事務を今進められてきています。一方、現在の処分場の埋立期限は、令和で申しますと、令和12年3月までの予定となっており、これは地元との協議、合意もそういうふうになっています。したがって、順調に計画どおり進めていくことができなければ、用地確保を含めて、処分することができなくなる。重大な事態を招きかねないというふうに思うんですが、空白をつくることなく、用地確保から始まって建設完了までやるという見通しをしっかりと持っているのかどうか、お聞きをいたします。

○富岡環境部長 令和12年3月という現在の最終処分場の埋立期限を考えますと、スケジュール的には余裕がなく、厳しいと受け止めておりますけれども、一般廃棄物処理に空白が生じることのないように、私どもとしては強い覚悟を持って取り組んでいる状況でございます。今年度中に建設候補地を選定して、地域との協議に入ることを短期的な目標としながら、スピード感を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

また、最終処分場の整備に当たりましては、地域の方々の御理解が不可欠でありますので、建設候補地の選定後、地域の方々へ丁寧に誠意を持って御説明をした上で、迷惑施設ですので、100人が100人賛成ということは難しいと思っておりますが、できるだけ多くの方に、しっかりと御理解いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 言いたいことは山ほどあるんですが、次に、産業廃棄物について質問を移します。

今現在は、振興公社の施設が3期目の処分場として稼働しています。この3期目の処分場が、計画予定では令和10年、2028年までは受入れ可能だという計画で、今現在稼働しているということです。しかし、第1回定例会でも私、若干質疑しましたけども、令和10年、2028年よりも前に処分量がいっぱいになって、受入れできなくなる。2年ぐらい前倒しでいっぱいになる可能性もあるんだという状況なわけです。いつ満杯になるかは、今後の処分量と関係するので、誰も正確なことは分かりません。しかし、満杯になった、次期処分場ができていないということになれば、地域の経済活動に重大な影響を及ぼすこととなります。次期産廃の施設整備を振興公社が引き続きやるにしても、振興公社以外の民間企業がやるにしても、旭川市内では処分できなくなる、間に合わなくなる、空白が生じる、そうしたことは、可能性として十二分にあるんだということを私は、第1回定例会でも指摘をしました。

そこでお聞きします。まず、経済活動に重要な影響を及ぼすこうした重要な課題なんですが、この間、市内の経済界からどのようなアクションが起こされているのかをお答えいただきたい。

○沖村環境部環境指導課主幹 産業廃棄物の管理型最終処分場につきましては、経済界からの反応としまして、本年7月に、旭川商工会議所及び旭川建設業協会から本市に対し要望書が出されております。旭川商工会議所の要望の内容としましては、地域の経済活動に欠かすことのできない産業廃棄物の処分について、将来にわたり持続的に安定した受入れ体制の構築や、価格やサービスの向上などの競争活性化のため、現行のような複数の事業者による運営を求める内容であり、また、旭川建設業協会からは、幅広く安定した受入れを行っている旭川振興公社処分場の継続といった内容であり、経済界からは、現行の体制維持を望む声が上がっております。

次に、市の対応につきましては、民間事業者の動向を把握するため、市内48の産業廃棄物処理業者に対しアンケート調査を実施いたしました。その結果ですが、今後10年以内の市内における管理型産業廃棄物最終処分場の設置計画の有無に関する設問につきましては、回答がありました45社のうち、振興公社のみが検討中、その他の事業者はなしとなっており、現時点で振興公社以外の民間事業者による設置の可能性は低い見込みでございます。併せて、振興公社との協議を重ねており、設置の場合の具体的な課題やスケジュールについて検討を行っております。

これらを踏まえまして、庁内において、9関係部局長によりまず会議を開催するほか、附属機関の環境審議会の意見をお聞きするなど、今後の市内における設置の在り方について検討を進めているところでございます。

○小松委員 改めてお聞きをします。

満杯になるのが早まるということが言われてきておりますし、振興公社からも私、じかにお聞きしております。次期産業廃棄物最終処分場は、順調にいつて5年にかかるだろうと言われていた。しかし皆さん方は、用地の確保のめどすら立っていないんですよ。この用地の確保の作業期間というのは5年の中に含まれていないんですよ。そういうふうになると、2年早まったら令和8年、今すぐ事業に着手しても、ぎりぎり間に合うかどうか。間に合わん可能性が強い。空白期間をつくることなく対応できる、そうしたことを断言していただきたいと思いますが、いかがですか。

○小野環境部環境指導課長 管理型最終処分場の整備に関しましては、用地決定から完成まで5年程度要すると想定され、用地選定や地域との合意形成が難航した場合は、さらに時間がかかることが想定されます。そのため、公社の現処分場の埋立終了が当初計画よりも早まることによって、次期処分場の完成まで空白が生じる可能性もあると認識しております。今年度、市内のもう一つの民間処分場におきましては、次期処分場の工事が着工し、完成予定は令和5年または6年頃、その後約10年間の埋立予定と聞いております。産業廃棄物の処理は基本的には広域での自由競争に委ねられておりますことから、各処分場の受入れ量の調整は難しい面もありますが、振興公社処分場の延命化策や、もう一つの民間処分場との調整など、市内における継続的な受入れ体制を維持すべく、市としてもスピード感を持って対応に努めてまいりたいと考えております。

○小松委員 実るかどうかは別として、皆さん方の決意は今の課長の答弁で分かります。実るかどうかは別として。

そこでお聞きします。方向性をまず一刻も早く決めること、これが重要であります。前に進めるためには、そのことが不可欠であります。私がこの問題を取り上げて5か月たちますが、外から見ると全く進展していないというふうに見えてしまう。思うように進んでいないのではありませんか。仮に、進んでいないということであれば、現段階における課題は何なのか、障害となっているものは何なのか、認識をお聞きします。

○小野環境部環境指導課長 委員の御指摘のとおり、市として早急に方向性を決めて対応する必要があることは認識しております。これまでの公社との協議の中で、公社による整備に向けては、用地確保や資金調達の問題があり、特に、用地確保に係る情報、ノウハウ、人員が不足しており、その体制整備が不可欠であると聞いており、その対応策について市としても検討しているところであります。一方、産業廃棄物の処理は、排出事業者責任が原則であり、将来的には民間主導の設置も視野に、行政の支援や第三セクターの在り方を含め、長期的な視点を持って慎重に判断していく必要もあると考えております。

○小松委員 考え方や決意は分かる。しかし、遅々として進んでいないというのが私の認識であります。今後の取り組む方向、そして見通しについて改めてお聞きをします。

○小野環境部環境指導課長 引き続き、しっかりと公社や庁内関係部局との協議を進め、課題への対応や実現性を見極めるとともに、周辺自治体の意見なども踏まえた上で、できるだけ早い時期に方向性を持ちたいと考えております。

また、産業廃棄物の管理型処分場につきましては、産業廃棄物の適正処理や、地域の産業、経済を下支えする上で極めて重要な施設でありますので、市として積極的に関わりながら、着実に前進させてまいりたいと考えております。

○小松委員 余裕がほとんどないんですよ。空白期間ができる可能性のほうが高いかもしれない。にもかかわらず、なかなか方向性について、皆さん方は述べることができない、そうした状況にあります。もともと、産業廃棄物処分場というのは、行政に法律で義務づけられている施設整備ではないんですよ。しかし、過去の経緯、いきさつから、責任を持たなければならない。民間でやってもらうにしても、今の状況を引き継いで公社にやってもらうにしても、行政としてのイニシアチブ、行政としての考え方を早め早めに出して対応するということが求められるのに、なかなか方向性そのものが見えてきていないというのが私の受け止めであります。法的に行政に義務づけられていないから、どこが責任を持ってやるのか。関係部局と協議しているということをお先ほど課長が答弁されていたが、それは環境部長がやるのか、副市長がやるのか、さっぱり見えない。コントロールタワーなくしてこの課題に向き合い、時間だけがかかっているのではないかと思わざるを得ないんですが、いかがですか。

○富岡環境部長 御指摘にございますように、進んでいるように見えないということでもありますけれども、実際、私どもは、庁内会議を2回開催している中で、当然、こういった問題については全庁的な課題として議論していく必要がありますから、そういった会議もしっかり持った中で、各部局から出されている課題なんかもしっかり整理していつている状況にありますし、また、民間のほうにもアンケート調査をした結果を受けて、やはり方向性としては、現状の旭川市においては、振興公社においてやっていく道しかないのだろうというところまでの方向性はほぼ固まりつつあるということがあります。私ども環境部が持っている附属機関においてもどうあるべきかといったことの御意見はいただいておりますし、また今後は、ちょっとまだやっている最中ではありますが、広域の、要は1市8町の中の8町の考え方についても、現状として、産廃は広域で受け入れておりますので、そういったことを踏まえての周辺町の意見もしっかりお聞きしてといったことで、市としての方向性をしっかり持つ段階のところまでは現在来ているというふうに、私は認識しております。しかし、やはりこのことについては、コントロールタワーという話がありましたけれども、確かに政策的な判断も必要な点はあると思いますが、市全体で横断的にやはり意見を出し合いながら決めていく、そういう形でこれまでも2回の会議を進めてきておりますし、この形を踏んで、市としての方向性を出していきたいというふうに考えております。

あともう一つ、旭川市においては、こういった一般廃棄物が主でありますけれども、江丹別地域でこれまで大変地域に御迷惑をおかけしてきて、その対応に市としても苦慮してきたといった経験があります。こういうことを踏まえますと、やはり、最後に市としての方向性を決定づけるためには、市のトップの見解というか、確認を取っていかないといけないということを考えておまして、さらに遅れるんじゃないかとお叱りを受けるかもしれませんけれども、今後市長選を控えている中で、いずれにいたしましても市長が新しい市長に替わるということでもありますから、そういった市長の確認もしっかり取った上で、市としては方向性をしっかりと持たないといけないということを考えております。その方向性を早く決めろということでもありますけれども、ほぼ方向性は固まりつつあるんですが、そういった状況もありますので、それをはっきりと決めるに当たっては、やはり10月の頭ぐらいまでかかってしまうということは御理解いただきたいというふうに思います。

○小松委員 最後の質問です。

産業廃棄物処分場について、私の考えですけど、最大の課題は用地確保です。この用地確保につ

いて、旭川市はどのように関与していくのか。旭川市が責任を持ってこの課題に向き合う、そうした考えがあるのかどうなのか、最後にお聞きをします。

○富岡環境部長 確かに用地、やっぱりどこでやるか、そしてその地域の御理解を得られるか、こういったことが一番大きいわけでありまして、それが決まれば、あとは機械的にといいたいまいしょうか、順調に進んでいくものというふうに思っておりますが、やはりそこが一番のネックであります。市としては今、一般廃棄物処分場の用地選定も進めていっているところでもありますし、そういった中において、市内の地域からの声もありますし、要望なんかもいただいているところもありますけれども、広くそういった情報もありますので、そういったものを活用しながら、まずは一般廃棄物処分場、これはもう市民にとっては絶対必要なインフラでありますから、これは当然やっていきますし、それと併せて、産業廃棄物の処分場の建設予定地といいたいまいしょうか、候補地といいたいまいしょうか、こういったことについても、今の振興公社の処分場はもともと市が合わせ産廃から分離するといったことで、どうしても市が主体でやっておりましたけれども、今は一部の民間事業者も管理型の産業廃棄物処分場を実施しているといったことも踏まえまして、やはり市が主体となることはなかなか難しいとは思っていますが、市も新たな事業者と横並びになって、そういった用地の選定、また情報共有ですとか情報の提供でありますとか、そういったことはやっていくという覚悟はしっかり持っているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

ここで委員の皆様から、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時29分